

平成22年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 上山弘子

### 鳥取県教育委員会規則第3号

平成22年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下この条において「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、追加条項並びに別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後	改正前
目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 本庁組織(第3条 第12条) 第3章 地方機関の組織(第13条 第17条) 第4章 附属機関(第18条) 第5章 本庁機関以外の教育機関(第19条)  第6章 職員の定数(第20条) 第7章 雑則(第21条) 附則  (趣旨) 第1条 この規則は、 <u>教育委員会の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関(教育長及び学校を除く。以下同じ。)</u> の設置、内部組織、所掌事務その他の組織上必要な事項を規定するものとする。	目次 第1章 総則(第1条・第1条の2) 第2章 本庁組織(第2条 第10条) 第3章 地方機関の組織(第11条 第15条)  第3章の2 本庁の組織以外の教育機関(第15条の2) 第4章 職員の定数(第16条) 第5章 雑則(第17条) 附則  (趣旨) 第1条 この規則は、 <u>鳥取県教育委員会の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する教育委員会事務局(以下「事務局」という。)</u> 及び <u>教育機関(学校を除く。以下同じ。)</u> の組織及びその分掌を定めるとともに、 <u>組織上必要な事項を規定するもの</u>

(機関の分類)

第2条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関は、教育委員会事務局、附属機関及び教育機関とする。

2 教育委員会事務局は、本庁と地方機関とに区分する。

3 本庁とは、教育委員会事務局の内部組織のうち教育長の直近下位に設けられる課(課に相当するものを含む。以下同じ。)をいう。

4 地方機関とは、教育委員会事務局の内部組織のうち本庁以外のものをいう。

5 附属機関とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関をいう。

6 教育機関は、本庁機関と本庁機関以外の教育機関とに区分し、本庁機関は、次の各号に掲げる教育機関とする。

(1) 鳥取県教育センター設置条例(昭和48年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された鳥取県教育センター(以下「教育センター」という。)

(2) 鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年鳥取県条例第7号)第2条の規定により設置された鳥取県立図書館(以下「図書館」という。)

(3) 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和47年鳥取県条例第29号)第2条の規定により設置された鳥取県立博物館(以下「博物館」という。)

7 本庁及び本庁機関は、本庁組織とする。

第2章 本庁組織

(本庁及びその内部組織並びに本庁機関の内部組織の

とする。

(組織の区分)

第1条の2 事務局の組織は、本庁及び地方機関とする。

2 教育機関は、本庁の組織たる機関とその他の機関とに区分する。

3 本庁とは、次条の表の左欄に掲げる課、室及び教育機関(以下「課等」という。)をいう。

4 地方機関とは、教育局及び妻木晩田遺跡事務所をいう。

第2章 本庁組織

(課等及びその内部組織の設置)

設置)

第3条 本庁は別表第1の第1項から第5項まで、第7項、第8項、第10項、第11項及び第13項の左欄に掲げる課とし、その事務を分掌させるため、それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる係、室その他の内部組織を置く。

第2条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係、室その他の内部組織(以下「係等」という。)を置く。

教育総務課	総務係、給与担当、人事担当 教育企画室
福利室	健康管理担当、給付担当
教育環境課	管理・施設助成担当、高等学校整備・情報化担当、建築技術担当
小中学校課	就学助成担当、管理係、指導係
特別支援教育課	総務担当、管理係、指導係
教育センター	鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。)第3条第1項に定める課及び室並びに係
高等学校課	学事担当、管理係、指導係 高校改革推進室
家庭・地域教育課	管理担当、地域社会教育担当、家庭教育担当、生涯学習振興係
図書館	鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。)第2条第1項に定める課、室、係及び担当
人権教育課	社会教育担当、学校教育担当 育英奨学室
文化財課	管理担当、文化財係 歴史遺産室
博物館	鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。)第2条第1項に定める課、係及び担当
体育保健課	管理担当、健康教育係、体育係
スポーツ振興課	総務担当、生涯スポーツ係、競技スポーツ係

2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。)第3条第1項、鳥取県立図

書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。）第2条第1項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。）第2条第1項の規定により別表第1の第6項、第9項及び第12項の左欄に掲げる本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げるとおりである。

（本庁及び本庁機関の分掌事務）

第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課～特別支援教育課 略

高等学校課及び家庭・地域教育課 略

人権教育課 略

文化財課

(1)～(3) 略

(4) 鳥取県立むきばんだ史跡公園に関すること。

(5)及び(6) 略

スポーツ健康教育課

（各課等の分掌事務）

第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課～特別支援教育課 略

教育センター

教育センターの分掌事務は、教育センター規則の定めるところによる。

高等学校課及び家庭・地域教育課 略

図書館

図書館の分掌事務は、図書館規則の定めるところによる。

人権教育課 略

文化財課

(1)～(3) 略

(4) 妻木晩田遺跡事務所に関すること。

(5)及び(6) 略

博物館

博物館の分掌事務は、博物館規則の定めるところによる。

体育保健課

(1) 学校体育に関すること。

(2) 学校給食に関すること。

(3) 学校保健に関すること。

(4) 学校安全に関すること。

(5) 学校医の公務災害補償に関すること。

(6) 県営社会体育施設に関すること。

スポーツ振興課

(1) スポーツに係る調査研究に関すること。

(2) スポーツに係る指導及び助言に関すること。

(3) スポーツ関係職員その他関係者の研修に関すること。

(4) スポーツ指導者の養成に関すること。

(5) スポーツに係る情報の提供に関すること。

(6) スポーツに係る相談に関すること。

(7) その他スポーツの振興を図るために必要な事務

- (1) 学校体育に関すること。
- (2) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (3) 競技スポーツの向上に関すること。
- (4) 県営社会体育施設に関すること。
- (5) 学校保健に関すること。
- (6) 学校安全に関すること。
- (7) 学校給食及び食育に関すること。
- (8) 学校医の公務災害補償に関すること。

2 教育センター規則第2条の規定により教育センターにおいてつかさどることとされた事務は、次のとおりである。

- (1) 教育関係職員の研修に関すること。
- (2) 教育に関する研究調査に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 特別支援教育についての児童等の身体障害及び知的障害の検査に関すること。
- (5) 情報教育の推進に関すること。
- (6) 学校教育の総合的かつ専門的な支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか教育の充実及び振興を図るために必要な事業に関すること。

3 図書館及び博物館においては、次の事務をつかさどる。

#### 図書館

- (1) 図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の調査、研究、収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の利用に関すること。
- (3) 図書館資料に係る参考相談に関すること。
- (4) 他の図書館又は図書室との連絡及び協力に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか県民の教育及び文化の発展のために必要な事業に関すること。

#### 博物館

- (1) 博物館資料（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第3項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。
- (2) 博物館資料の利用に関すること。
- (3) 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究に関すること。
- (4) 教育活動その他の活動の機会の提供に関すること。
- (5) 他の博物館、図書館、学校等との連絡及び協

力に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか県民の教育、学術及び文化の発展のために必要な事業に関すること。

(係等の分掌事務)

第5条 本庁の内部組織の分掌事務は、本庁の各課の長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。

2 本庁機関の内部組織の分掌事務は、教育センター規則、図書館規則及び博物館規則の定めるところによる。

(課長会議)

第6条 重要施策の審議、本庁組織における連絡調整を図るため、課長会議を置く。

2 課長会議は、本庁組織の長をもって構成し、教育長がこれを主宰する。

(職制)

第7条 本庁の各課及び本庁機関(以下「課等」という。)並びに本庁及び本庁機関の内部組織(以下「係等」という。)に、それぞれその長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及びスポーツ健康教育課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。

第8条 略

第9条 略

(事務処理の例外)

第10条 略

第11条 臨時又は特命の事項については、第4条の規定にかかわらず特に職員を指定し、又は審議会、協議会等を設けて事務を処理させることができる。

(課等の職員の事務分担)

第12条 略

(係等の分掌事務)

第4条 係等の分掌事務は、課長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育センター、図書館及び博物館に置く係等の分掌事務は、教育センター規則、図書館規則及び博物館規則の定めるところによる。

(課長会議)

第5条 重要施策の審議、各課等との間の連絡調整を図るため、課長会議を置く。

2 課長会議は、課等の長をもって構成し、教育長がこれを主宰する。

(職制)

第6条 課等及び係等に、それぞれその長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。

第7条 略

第7条の2 略

(事務処理の例外)

第8条 略

第9条 臨時又は特命の事項については、第3条の規定にかかわらず特に職員を指定し、又は審議会、協議会等を設けて事務を処理させることができる。

(課等の職員の事務分担)

第10条 略

### 第3章 地方機関の組織

(教育局の設置)

第13条 略

(教育局の位置及び管轄区域)

第14条 略

(教育局の分掌事務)

第15条 略

(教育局の職制及び職務)

第16条 略

(地方機関の職員の事務分担)

第17条 略

### 第4章 附属機関

第18条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより置かれた附属機関は、別表第2の左欄に掲げるとおりであり、これらの担任する事務又は庶務をつかさどる機関は、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりであ

### 第3章 地方機関の組織

(教育局の設置)

第11条 略

(教育局の位置及び管轄区域)

第12条 略

(教育局の分掌事務)

第13条 略

(教育局の職制及び職務)

第14条 略

(妻木晩田遺跡事務所の設置等)

第14条の2 妻木晩田遺跡事務所を西伯郡大山町に設置し、その事務を分掌させるため、総務係及び調査整備係を置く。

(妻木晩田遺跡事務所の分掌事務)

第14条の3 妻木晩田遺跡事務所においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 所員の身分及び服務に関すること。
- (3) 遺跡の維持管理、発掘調査及び整備に関すること。
- (4) 遺跡の普及啓発、情報発信に関すること。

(妻木晩田遺跡事務所の職制及び職務)

第14条の4 妻木晩田遺跡事務所に所長を、係に係長を置く。

2 所長は、上司の命を受け、所員を指揮監督し、所務を掌理する。

3 係長は、上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。

(地方機関の職員の事務分担)

第15条 略

る。

### 第5章 本庁機関以外の教育機関

第19条 第2条第6項に規定する本庁機関以外の教育機関は、次の表の左欄に掲げる教育機関とし、その内部組織、分掌事務その他の管理運営に関し必要な事項は、それぞれ同表の右欄に掲げる規則により別に定めるものとする。

略	
埋蔵文化財センター	鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号）
むきばんだ史跡公園	鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則（平成22年鳥取県教育委員会規則第2号）

### 第6章 職員の定数

（職員の定数）

第20条 略

### 第7章 雑則

第21条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 教育総務課	総務係、給与担当、人事担当、 教育行政監察担当 教育企画室
2 福利室	健康管理担当、給付担当
3 教育環境課	管理・施設助成担当、高等学校 整備・情報化担当、建築技術担 当
4 小中学校課	就学助成担当、管理係、指導係
5 特別支援教 育課	総務担当、管理係、指導係、高 等特別支援学校準備担当
6 教育センタ ー	教育センター規則第3条第1項 に定める課及び室並びに係
7 高等学校課	学事担当、管理係、指導係 高校改革推進室
8 家庭・地域 教育課	管理担当、地域社会教育担当、 家庭教育担当、生涯学習振興係
9 図書館	図書館規則第2条第1項に定め

### 第3章の2 本庁の組織以外の教育機関

第15条の2 第1条の2第2項に規定するその他の機関は、次の表の左欄に掲げる教育機関とし、その内部組織、分掌事務その他の管理運営に関し必要な事項は、それぞれ同表の右欄に掲げる規則により別に定めるものとする。

略	
埋蔵文化財センター	鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号）

### 第4章 職員の定数

（職員の定数）

第16条 略

### 第5章 雑則

第17条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

	る課、室、係及び担当
10 人権教育課	社会教育担当、学校教育担当 育英奨学室
11 文化財課	管理担当、文化財係 歴史遺産室
12 博物館	博物館規則第2条第1項に定め る課、係及び担当
13 スポーツ健 康教育課	総務担当、体育・スポーツ担当 健康教育室

別表第2（第18条関係）

附属機関	担任する事務	庶務担当機 関
鳥取県教育 審議会	鳥取県教育審議会条例 （平成18年鳥取県条例第 12号）第3条の規定によ る教育委員会又は知事の 諮問に応じて行う学校教 育、生涯学習、青少年教 育、文化芸術等の振興に 関する重要事項及びスポ ーツの振興に関する重要 事項についての調査審議 並びにこれらの事項につ いての教育委員会又は知 事に対する建議に関する 事務	教育総務課
鳥取県教科 用図書選定 審議会	義務教育諸学校の教科用 図書の無償措置に関する 法律（昭和38年法律第 182号）第11条の規定に よる教科用図書の採択に 関する事務に係る指導、 助言又は援助についての 教育委員会に対する意見 具申に関する事務	小中学校課
鳥取県社会 教育委員	社会教育法（昭和24年法 律第207号）第17条の規 定による社会教育に関す る事項についての教育委 員会に対する助言及び意 見具申に関する事務	家庭・地域 教育課
鳥取県立図 書館協議会	図書館法第14条の規定に よる館長の諮問に応じて 行う図書館奉仕について	図書館

	の館長に対する意見具申に関する事務	
鳥取県文化財保護審議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定による教育委員会の諮問に応じて行う文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議並びにこれらの事項についての教育委員会に対する意見具申に関する事務	文化財課
鳥取県立博物館協議会	博物館法第20条に基づく博物館長の諮問に応じて行う館長に対する意見具申に関する事務	博物館

（鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正）

第2条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前								
<p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び担当(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>総務課</td> <td>総務係・設備担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	総務課	総務係・設備担当	略		<p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び担当(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>総務課</td> <td>総務係・設備係</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	総務課	総務係・設備係	略	
総務課	総務係・設備担当								
略									
総務課	総務係・設備係								
略									

（鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正）

第3条 鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前						
<p>（実施校）</p> <p>第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>高等学校名</td> <td>課程名</td> <td>学科名</td> </tr> </table>	高等学校名	課程名	学科名	<p>（実施校）</p> <p>第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>高等学校名</td> <td>課程名</td> <td>学科名</td> </tr> </table>	高等学校名	課程名	学科名
高等学校名	課程名	学科名					
高等学校名	課程名	学科名					

略				略			
鳥取中央育 英高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	鳥取中央育 英高等学校	全日制課程	普通学科	普通科
						体育学科	スポーツ 科学科
略				略			

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第4条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第7条の規定により置かれる課等の長、理事監、教育次長、次長及び参事監並びに同規則第16条第1項の規定により置かれる局長</p> <p>(3)~(9) 略</p> <p>(10) <u>鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則(平成22年鳥取県教育委員会規則第2号)第4条第1項の規定により置かれる所長</u></p> <p>(11) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第6条の規定により置かれる課等の長、理事監、教育次長、次長及び参事監、<u>同規則第14条第1項の規定により置かれる局長並びに同規則第14条の4第1項の規定により置かれる所長</u></p> <p>(3)~(9) 略</p> <p>(10) 略</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。